

スクール・コンプライアンス (著作権)

東京学芸大学

教授 佐々木 幸寿



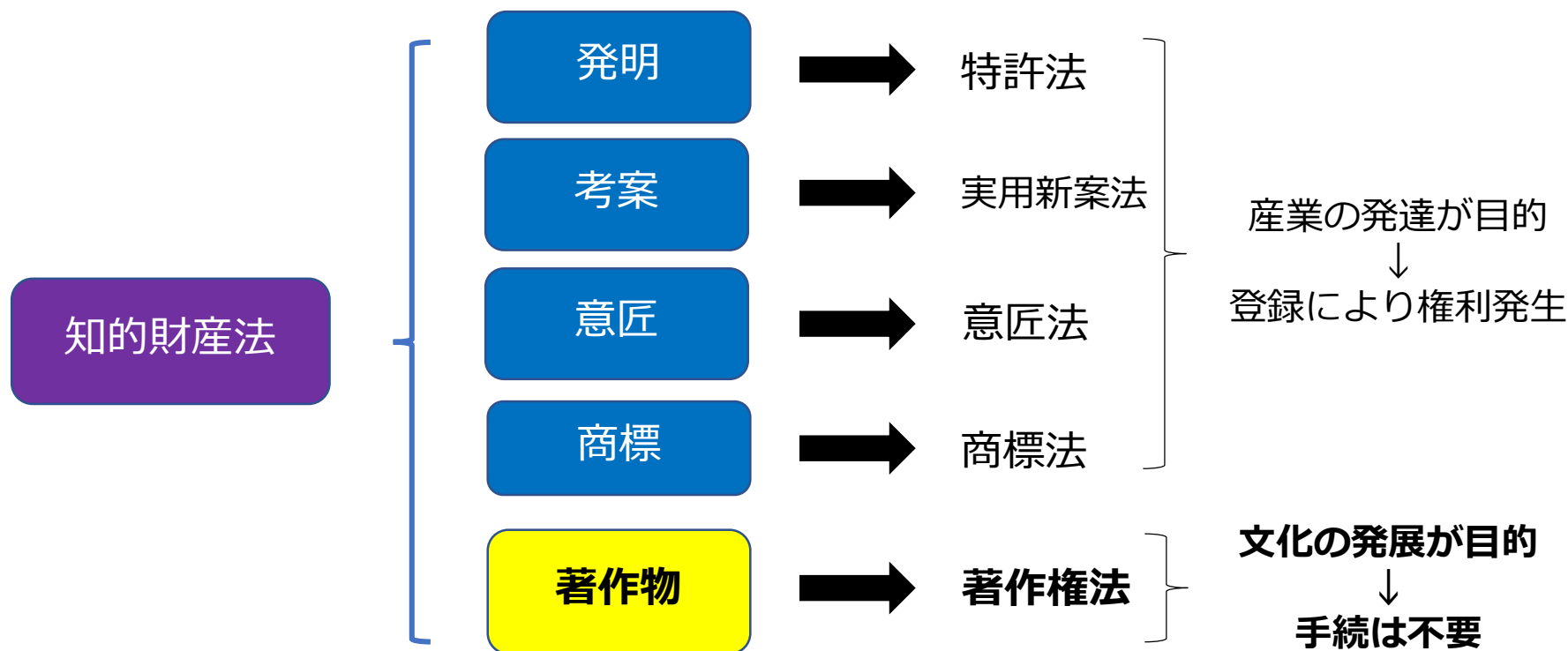
独立行政法人教職員支援機構

- 1 著作権とは
- 2 学校教育における著作権
- 3 授業目的公衆送信補償金制度

著作権とは

1 著作権とは

知的な創作活動によって生み出された価値の重要性
(知的財産の創造、保護、活用)



※その他：種苗法、不正競争防止法、地理的表示法など

1 著作権とは

著作権法（目的、著作物、著作者）

【目的】

「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。」（第1条）

著作物・権利の確定 → 公正な利用と権利の保護 → 文化の発展に寄与（目的）

【著作物】

「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」（第2条第1項第1号）

例示①小説、脚本、論文、講演、②音楽、③舞踊又は無言劇、④絵画、版画、彫刻、⑤建築、⑥地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型、⑦映画、⑧写真、⑨プログラム（第10条）

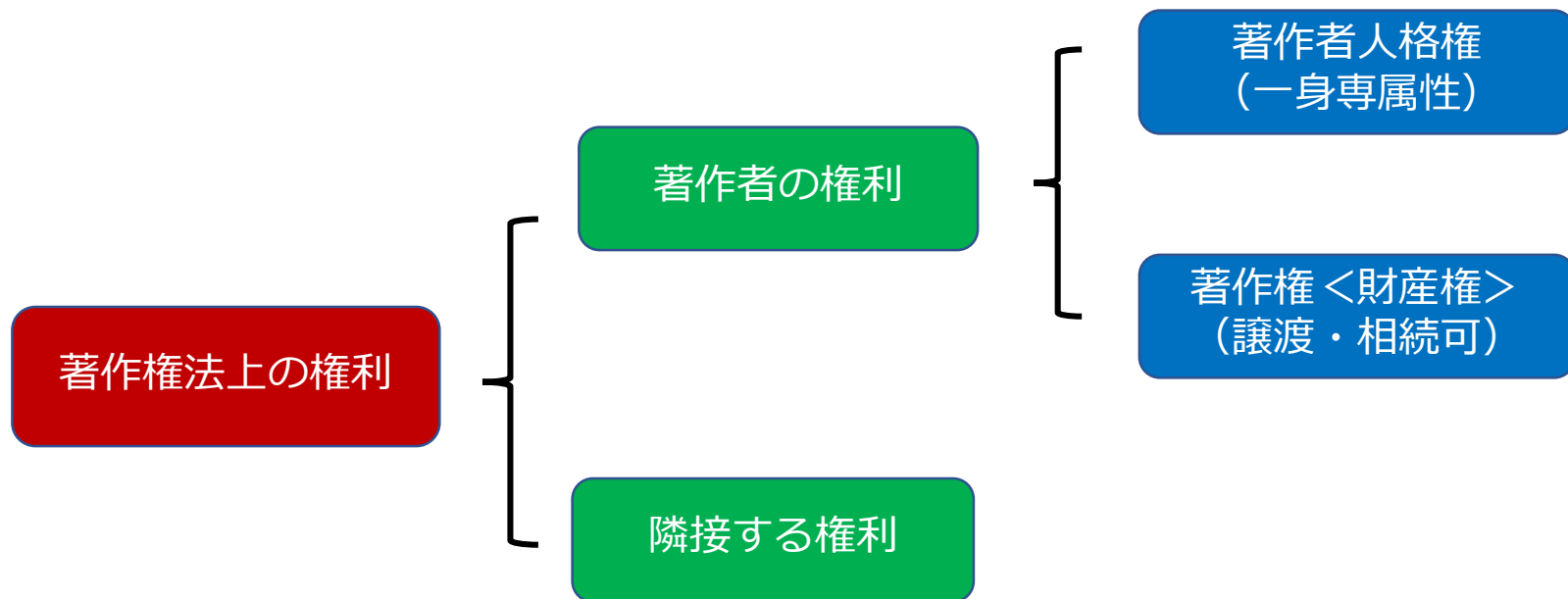
【著作者】

「著作物を創作する者」（第2条第1項第2号）

→児童生徒が創作した作文、図画は「著作物」となり、児童生徒は「著作者」となる。

1 著作権とは

著作権法上の権利



※実演家の権利、レコード製作者の権利など

1 著作権とは

著作者の権利

※原則死後70年まで

著作者人格権

公表権

公表するかしないか、いつ、どのような方法で公表するか等決める権利

氏名表示権

著作者名を表示するか、実名か変名かを等決める権利

同一性保持権

著作物の内容、題号を自分の意に反して改変されない権利

複製権

著作物を複製する権利

上演権・演奏権

公衆に直接見せ、聞かせるために上演、演奏する権利

上映権

公に上映する権利

公衆送信権等

公衆送信したり、受信装置を使って公に伝達する権利

口述権

言語の著作物を公に口述する権利

展示権

美術の著作物、未発行の写真の著作物を原作品により公に展示する権利

頒布権

映画の著作物を複製物により頒布する権利

譲渡権

映画を除く著作物を原作品又は複製物の譲渡により公衆に提供する権利

貸与権

著作物の複製物の貸与により、公衆に提供する権利

翻訳権・翻案権

著作物を翻訳し、編曲し、変形し、脚色し、映画化等をする権利

二次的著作物の利用権

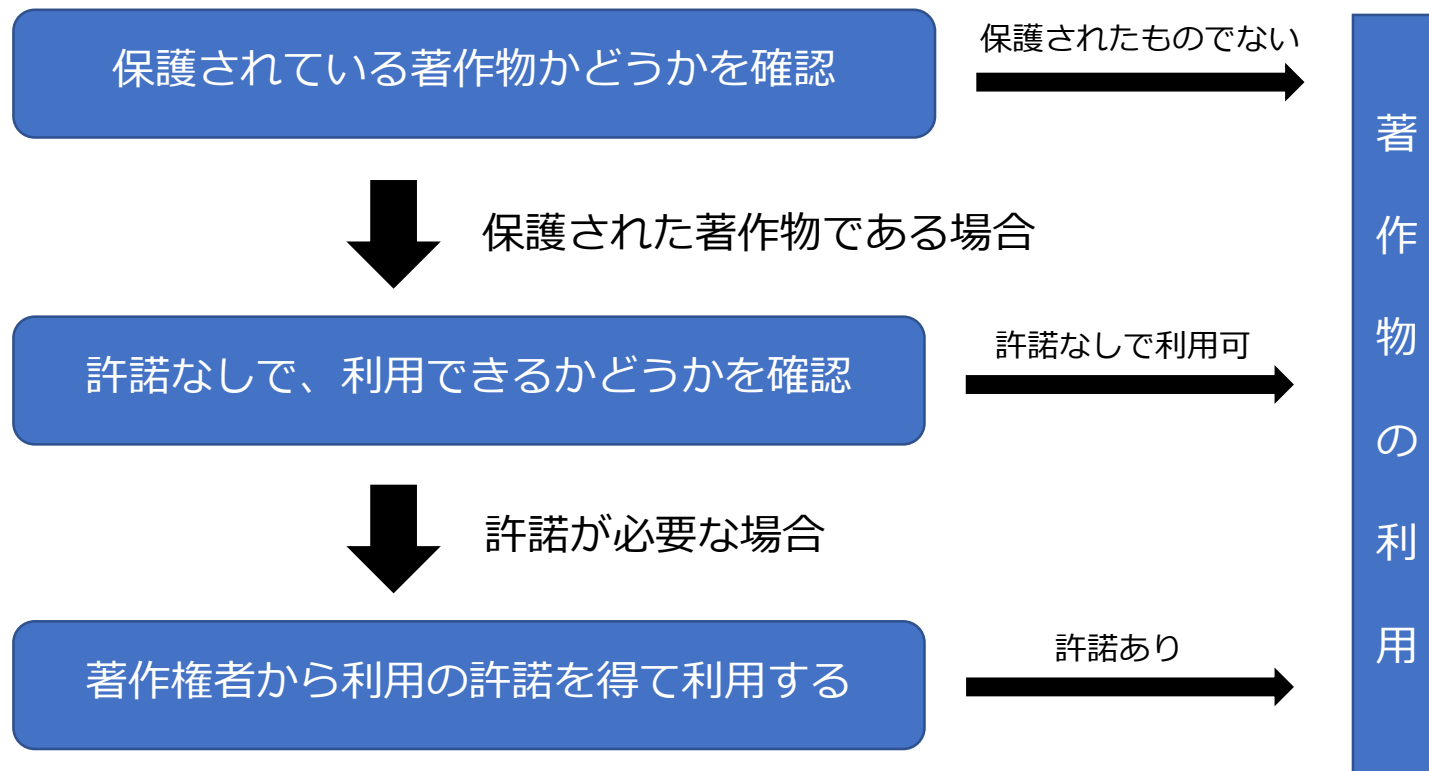
自分の原作品の二次的著作物を利用するについて、二次的著作物の著作者が持つものと同じの権利

著作権<財産権>

学校教育における著作権

2 学校教育における著作権

著作物を利用する場合の手順



著作権利用の方法：①著作権者の許諾、②出版権の設定、③著作権の譲渡、④文化庁長官の裁定

2 学校教育における著作権

著作物を一定の条件の下で、許諾無しで活用できる場合

- **私的使用のための複製（30条）**
- 付随対象著作物の利用（30条の2） 例「写り込み」 著作権者の利益を不当に害する場合除く
- 検討の過程における利用（30条の3）
- 著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（30条の4）
- **図書館等における複製等（31条）**
- **引用（32条）**
- 教科用図書等への掲載（33条）
- 教科用図書代替教材への掲載等（33条の2）
- 教科用拡大図書等の作成のための複製等（33条の3）
- **学校教育番組の放送等（34条）**
- **学校その他の教育機関における複製等（35条）**
- **試験問題としての複製等（36条）**
- 視覚障害者等のための複製等（37条）、聴覚障害者等のための複製等（37条の2）
- **営利を目的としない上演等（38条）**
- 時事問題に関する論説の転載等（39条）、政治上の演説等の利用（40条）、
時事の事件の報道のための利用（41条）
- 裁判手続等における複製（42条） など

2 学校教育における著作権

学校などにおける例外措置の例

(著作権者の許諾を得ることなく、一定の範囲で自由に利用できる)

- 研修会の資料を作成する際に、他人の著書の記述を、引用して利用する場合 (32条)
- 先生が国語の教材として使うため小説などをコピーして児童生徒に配付する場合 (35条1項)
- 入試の問題作成の際に、新聞の社説を使って問題等を作成する場合 (36条)
- 文化祭、学芸会などで、楽曲を吹奏楽で演奏したり、演劇を上演する場合 (38条1項)



著作者の許諾なしで利用するための条件は何か、確認が必要

2 学校教育における著作権

学校その他の教育機関における複製等（35条1項）

＜著作権者の許諾を得ずに、利用できるための条件＞

- 営利を目的としない、学校その他の教育機関であること
- 授業を担当する教員、授業を受ける児童生徒等が複製すること
- 当該授業で使用すること
- 授業で必要となる限度内での複製であること
- 既に公表された著作物であること
- 著作権者の利益を不当に害するものでないこと
- 原則として、出所の明示（書名や著書）をすること

＜留意点＞

- 教育センターが主催する教員研修で、指導主事が新聞記事をコピーした資料を配付することは該当するか
- 市販の問題集、ワークブックをコピーして児童生徒に配付する行為は、該当するか

2 学校教育における著作権

試験問題としての複製等（36条1項・2項）

＜著作権者の許諾を得ずに、利用できるための条件＞

- 既に公表された著作物であること
- 入学試験や検定試験の目的上、必要な限度内での複製や送信であること
- 著作権者の利益を不当に害しないこと
- 原則として、出所の明示（題名、著書者など）をすること

※なお、営利を目的とする場合には、補償金を支払うこととされていること

＜留意点＞

- ・ 過去の入試問題をホームページに掲載し、一般に公開する場合は、本条に該当するか

2 学校教育における著作権

営利を目的としない上演等（38条1項）

<著作権者の許諾を得ずに、利用できるための条件>

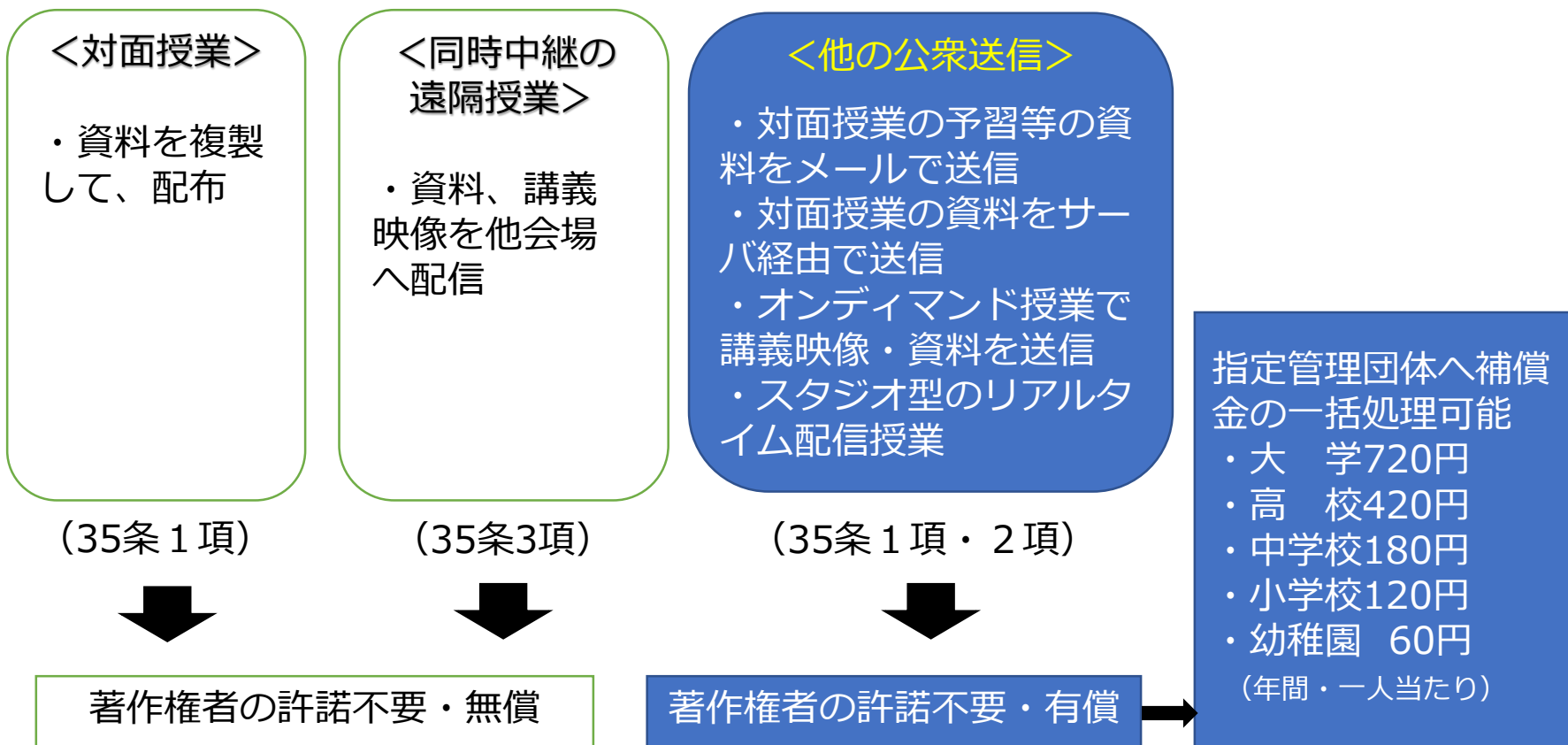
- 既に公表された著作物であること
- 営利を目的とせず、かつ、聴衆等から料金を受けないこと
- 「上演」「演奏」「上映」「口述」のいずれかの行為であること
- 実演したり、口述する者に対して報酬が支払われないこと
- 原則として、出所の明示（題名、著書者など）をすること

<留意点>

- ・ 「会場費」の名目で上映のための費用を徴収する場合は、本条に該当するか

授業目的公衆送信補償金制度

3 授業目的公衆送信補償金制度



参考文献等

- 特許庁・（一社）発明協会アジア太平洋工業所有権センター「知的財産法入門」2017年
- 文化庁「授業目的公衆送信補償金制度の概要」2020年2月
- 文化庁著作権課資料「教育のDXを加速する著作権制度～授業目的公衆送信補償金制度について～」2021年1月
- 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム「改正著作権法第35条運用指針」（令和3（2021）年度版）2020年12月 および、「改正著作権法第35条運用指針」（令和3（2021）年度版）特別活動追補版（2021年11月9日）
- 公益社団法人著作権情報センターホームページ <https://www.cric.or.jp/>
- 文化庁ホームページ「著作権制度の概要」
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/index.html>
- 文化庁著作権課「学校における教育活動と著作権」（令和3年度改定版）
- 小倉秀夫・金井重彦編著『著作権法コンメンタール<改訂版> I・II・III』第一法規、2020年
- 中山信弘『著作権法〔第3版〕』有斐閣、2020年
- 岡村久道『著作権法〔第5版〕』民事法研究会、2021年
- 上野達弘編『教育現場と研究者のための著作権ガイド』有斐閣、2021年

ご清聴有り難うございました。